

5 自然環境の保全

5 自然環境の保全

(1) 緑の状況

都市化の進展により市内の緑は減少傾向にあります。

緑の減少を抑制するとともに、すべての市民が健康で快適な生活が営めるよう自然と生活の調和した良好な自然環境を保全するため「ふじみ野市みどりの」条例（平成 17 年条例第 118 号）「同施行規則」（平成 17 年規則第 120 号）に基づき緑地保護地区及び保存樹木等の指定を行っています。

また、「公開緑地」として緑を保全しつつ市民に公開することを条件に市が民有緑地を借上げ市民に公開している緑地が 5 箇所あります。

さらに、埼玉県指定の「ふるさとの緑の景観地」として 2 箇所の指定を受けています。

表 5-1 緑地保護地区等の状況

緑地保護地区数	39 箇所
緑地保護地区面積	110,811m ²
保存樹木等本数	121 本

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

緑地保護地区

緑地保護地区の指定基準

- ・ 良好な環境を確保するために必要と認めるとき
- ・ 樹木が林立している土地の面積が 300m² 以上であること
- ・ 樹木のある神社、寺院等の境内（その周辺を含む。）で良好な環境を保っていること

保存樹木等

保存樹木等の指定基準

- ・ 樹形が特に優れているもの
 - ・ 1.2m の高さにおける幹の周囲が 1m 以上であるもの
 - ・ 株立した樹木で高さが 2.5m 以上であるもの
 - ・ 高さが 10m 以上であるもの
 - ・ はん登性樹木で枝葉の面積が 25m² 以上であるもの
- ※はん登性樹木：つる等により木や石等に付着して枝葉を広げる樹木

表 5-2 公開緑地

図地点	名称	所在地	面積(m ²)	開設年月日
No.1	緑ヶ丘緑地	緑ヶ丘 2-1930-1	3,915	H10.7.1
No.2	西八丁緑地	亀久保 1676-1	6,821	H19.3.31
No.3	三ヶ島緑地	亀久保 1807-1	2,052	H10.7.1
No.4	緑地公園	福岡 3-1226 外	8,863	S62.10.1
No.5	大井弁天の森	大井 263-1 外	31,354	S60

※西八丁緑地の公開面積は 3,618 m²

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

表 5-3 ふるさとの緑の景観地（県指定）

図地点	名称	所在地	指定面積	指定年月日
ア	ふじみ野市八丁ふるさとの緑の景観地	亀久保 1602-1 の一部 及び三角 1697-13 外	12.94ha	S56.3.20
イ	ふじみ野市武蔵野ふるさとの緑の景観地	大井武蔵野 703 外	6.51ha	S59.3.31

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

※ 埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和 54 年埼玉県条例第 10 号) に基づき、ふるさを象徴する緑を形成している地域を県が指定

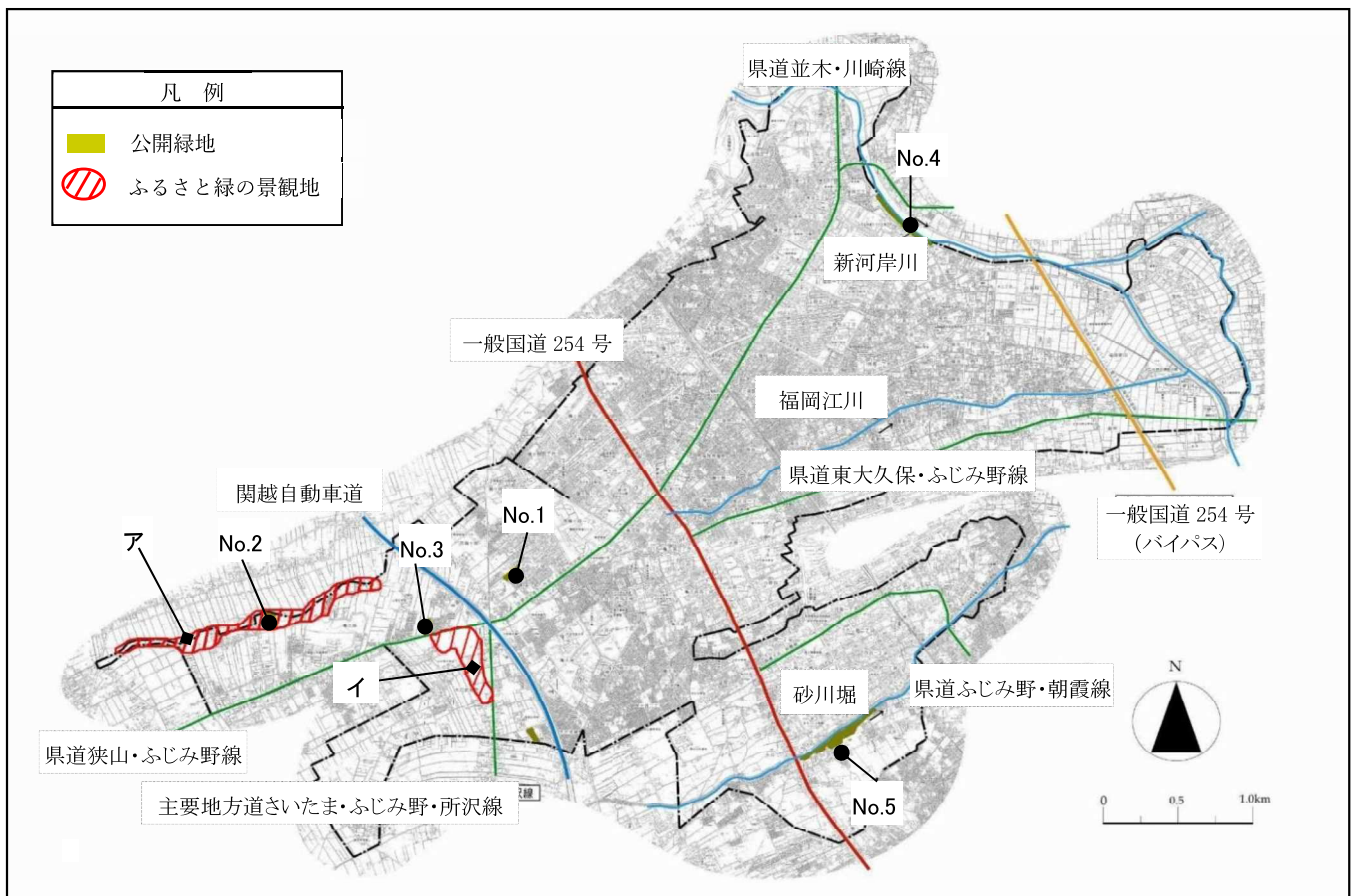


図 5-1 公開緑地及びふるさとの緑の景観地

(2) 鳥獣保護

鳥獣保護管理法（「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号））などに基づき、鳥獣の保護を推進するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止など、鳥獣の保護及び捕獲の適正化を図り、もって生物多様性の確保、生活環境の保全などに努めています。

①傷病野生鳥獣の保護

埼玉県では、埼玉県獣医師会に委託し、傷病野生鳥獣保護診療機関として県内50の獣医師を指定しています。怪我をした野生鳥獣を保護した場合、指定された獣医に連れて行くと、無料で受診して頂けるなど、傷病野生鳥獣の保護を行っています。特に春先のヒナが巣立つ時期の相談として、道路や地面に落ちているという連絡を受ける場合があります。親鳥の姿が見えなくてもヒナの近くで見守っていて、人間がいると近づけない場合がありますので、巣立ちヒナについては、保護せずすぐにその場から立ち去るようお願いしています。

②有害鳥獣の捕獲

野生鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取は、鳥獣保護管理法により、原則禁止されています。しかし、生活環境や生態系などに被害等が生じている場合や指定された有害鳥獣などについては、県の計画などに基づいて、捕獲等を行うことが認められています。ただし、目的に応じた申請及び許可が必要となります。

最近、市内でもハクビシン等の目撃情報が寄せられており、室内や屋根裏などに侵入されないよう注意が必要です。

③特定外来生物（アライグマ）の防除

埼玉県内のほぼ全域で、アライグマの被害発生や捕獲状況、目撃情報があり、家屋に侵入し天井裏を糞尿で汚される被害や農作物被害などが報告されています。

市内でも、アライグマの目撃情報により、はこわなを設置するなどして令和2年度は6頭を捕獲しました。被害状況は庭の果樹を食い散らす、ベランダの屋根に糞をするなどですが、室内や屋根裏などに侵入されないよう注意が必要です。

埼玉県では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）に基づき、「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、計画的な防除対策を実施しており、本市もそれに基づき対応を行っています。